



長野原町教育委員会だより



発行 長野原町教育委員会 教育課 電話 0279-82-2029 令和2年1月22日 第1号

学校統合準備委員会を設置します

学校統合問題につきましては、昨年1月に発足した「長野原町立学校統合問題検討委員会」において、4つのアンケート（保護者、中学生、町民、教職員）の実施や計6回の検討委員会を開催し、学校教育に携わる関係者代表の委員による活発な意見交換が行われ、小中学校の統合について、検討委員会としての方向性が出されました。その検討委員会の方向性を踏まえ、「長野原町立学校統合問題審議会」へ諮問したところ、意見を付して諮問した内容どおりの答申をいただきました。その内容については下記のとおりです。

つきましては、その答申を踏まえ、学校統合について、より具体的に検討や協議をするため、「長野原町立学校統合準備委員会」を設置（2月初旬予定）いたしますのでお知らせいたします。

今後は、この準備委員会等での学校統合に関する協議内容や決定事項について随時本たよりを通じてお知らせする予定ですが、加えて、事案によっては、保護者の方々や町民の皆様に参加やご協力をいただかなければ、将来を担う子どもたちのために、より良い学校環境が整備され、学校教育のより一層の充実が図られることはできないと考えておりますので、引き続き、ご理解ご協力をお願いいたします。

学校統合問題審議会の答申内容

小学校は4校を2校に、中学校は2校を1校に再編成することが望ましい。具体的には次のとおりとすることが望ましい。

- ・中央小学校と第一小学校は、令和3年度を目途に統合（校舎は中央小学校を使用）
 - ・応桑小学校と北軽井沢小学校は、令和6年度までを目途に統合（校舎は検討）
 - ・東中学校と西中学校は、令和5年度を目途に統合（校舎は東中学校を使用）
- ※統合する年度や使用する校舎（アンダーライン部分）の理由は下記のとおりです。

（意見）

- ・学校統合準備委員会を設置し、諸課題等についてきめ細かな協議・検討をすること
- ・通学については、児童・生徒へ過度な負担が生じないように十分に考慮すること
- ・学校がなくなる地域が寂れることのないよう全町的な視点で検討すること
- ・保護者や地域住民の意見を尊重し、また、参加してもらい円滑に進めていくこと
- ・空き校舎の利活用について検討すること



統合する年度や使用する校舎等の理由

学校統合については、今後学校統合準備委員会等で詳しい内容等について検討・協議していくこととなりますが、統合する年度や使用する校舎等の方向性や考え方は以下の理由からとなります。

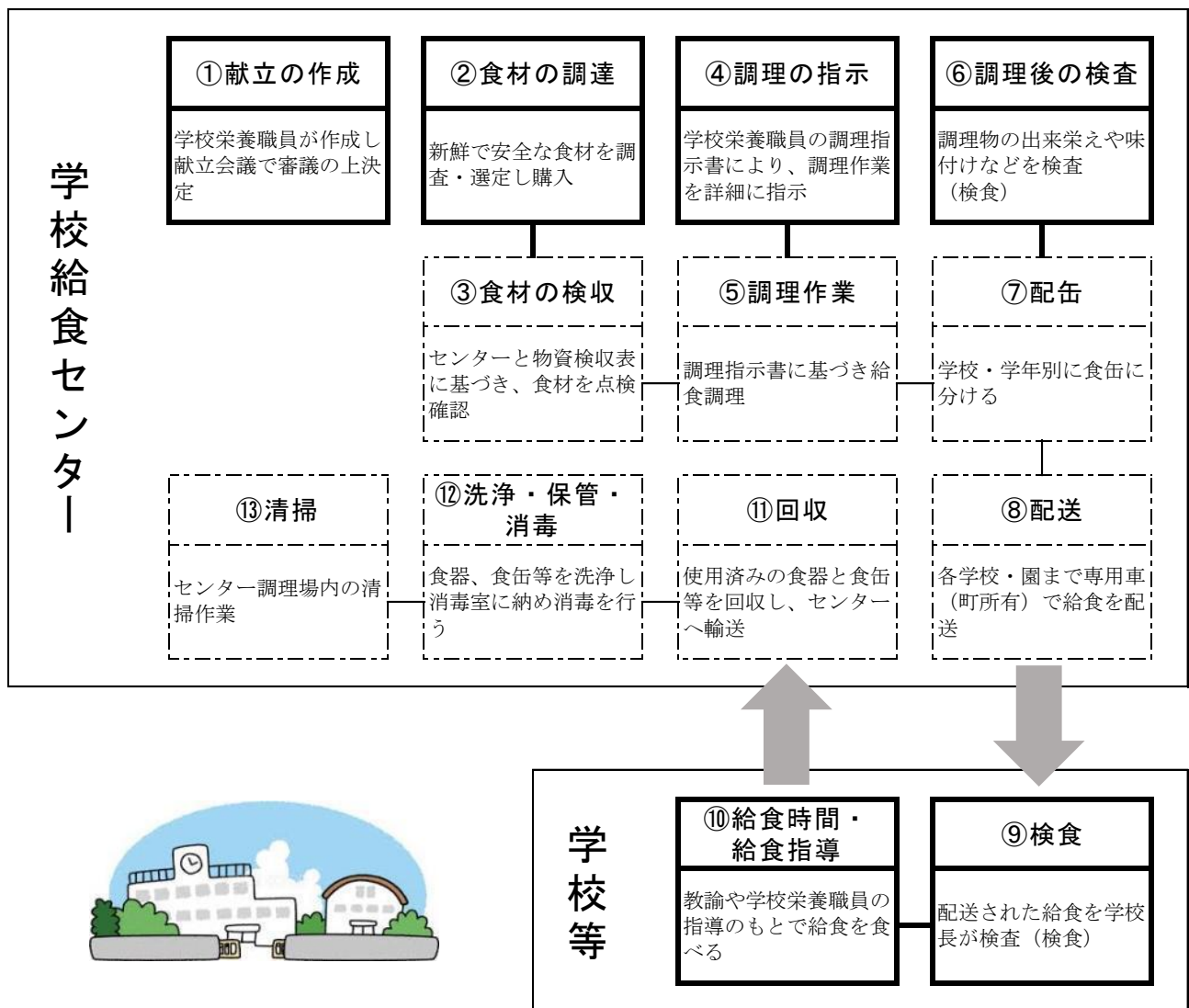
	中央小・第一小	応桑小・北軽小	東中・西中
統合年度	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに統合の話があり、既に児童交流も行われているため時間がかからない ・第一小の児童数の激減で、なるべく早い方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に統合が決まってから3年くらいの準備期間が必要 ・西中の校舎の場合は令和6年度、応桑小か北軽小の校舎の場合は令和5年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に統合が決まってから3年くらいの準備期間が必要 ・西中の校舎は耐震工事の交付金の関係で令和4年まで空けられない
使用校舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一小の教室は少人数用にできており、小さい ・中央小は温水プールで、水泳教室も開催している ・中央こども館が併設されている ・現在のスクールバスで対応できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこの校舎を使用するのが良いか、今後協議・検討しなければならない ・西中の校舎を使用する場合は、1年かけて小学校用に大規模改修工事をする必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・東中の方が ・校舎が新しい ・敷地が広いので送迎等が安全にしやすく駐車スペースも広い ・最寄り駅も近く、交通の便が良い

学校給食の調理業務及び配送業務を民間委託します

令和2年4月1日から、町が運営している学校給食センター業務のうち、調理等業務と配送業務を民間へ委託いたします。これは、来年度から臨時職員の明確な位置づけとなる会計年度任用職員制度や今後の人口減少社会へ対応できる組織体制の見直しを検討する中で、町の財政的負担をできるだけ抑制する方策の一つとして、民間の力を活用したいこと、また、調理業務にあたる者が民間委託によって専門性や技術力の向上、資質の向上等の業務効率が図られることでより安全・安心でおいしい給食を提供するためです。

民間へ委託する業務は、調理業務とそれに付随する業務（食器や食缶等の洗浄・衛生管理・消毒・保管作業等）と配送業務です。学校給食センター業務の一部を委託するイメージは次のとおりです。

○業務委託イメージ 町が運営する部分 委託する部分



学校給食は、引き続き現在の給食センターの設備を使って調理されます。外部施設で調理するものではありません。また、献立は今までどおり作成・決定し、調理方法についても、今までどおり、学校栄養職員が作成した調理指示書に基づき調理し、食材の調達や出来上がった給食の検食も引き続き給食センター職員が行いますので、給食の質や味が落ちるものではありません。

衛生管理や調理の安全については、学校栄養職員及び町が責任をもって受託業者を指導し、万一、給食に起因する事故が発生した場合は、これまでどおり町が責任をもって対応いたします。

給食調理等業務の民間委託によって給食費が変更となることはありません。町では引き続き、保護者の負担する給食費は無償化といたします。